

NDB ユーザー会 会則

施 行 日 2019 年 5 月 31 日

最終改正予定 2026 年 9 月 26 日

第 1 章 総則

第 1 条（名称）

本会は、NDB ユーザー会と称する（以下「本会」という）。

第 2 条（目的）

本会は、NDB（匿名医療保険等関連情報データベース）の分析に関わるユーザーを対象に、NDB の分析方法ならびに他データとの連結分析に関する知識及び技術の開発、健全な普及を図るとともに、NDB や連結公的データの利用環境の向上に関する調査、研究及び提言を行うことにより、NDB やそれを取りまく公的データの健全な利活用を促進し、もって臨床研究や行政施策へ貢献することを目的とする。

第 3 条（活動内容）

本会は、前条の目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 会員との交流活動及び情報交換
- (2) 研究会の開催
- (3) 会員総会の開催
- (4) 本会の目的を達成するために必要な提言
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第 2 章 会員

第 4 条（入会）

1. 「会員」とは、本会則を承認の上所定の様式により参加の手続をした個人をいう。
2. 会員は、会員資格を第三者に譲渡し若しくは使用させ、又はこれを第三者に承継若しくは名義変更を行うことはできないものとする。
3. 会員は、参加申込書等記載の届出事項に変更が生じた場合、遅滞なく変更内容を事務局に通知するものとする。
4. 会員及び本会は、会員の所属について、本会に参加している事実を公表することができる。

第 5 条（会員の特典と義務）

1. 会員は、研究会及び会員総会に参加することができる。
2. 会員は、事務局が発信する情報の提供を受けることができる。

3. 会員は、前条の定めに従い登録された後、事務局より本会専用ウェブサイトアクセスするためのユーザーID 及びパスワードの交付を受け、これを利用することができる。会員は、別途定めるウェブサイト利用規約に従うとともに、自らのID 及びパスワードの管理責任を負い、これを第三者に譲渡、貸与、又は開示してはならない。万が一、ID 及びパスワードの紛失、盗難あるいは不正使用等が判明した場合は、会員は、直ちに事務局に届け出て、その指示に従うものとする。
4. 会員は、他の会員に対し、本会の目的を達するために必要な分科会の設置を提案できる。

第6条（会費）

1. 会員の会費は、無料とする。ただし、本会が開催する研究会（定員に満たなかったときは開催しない場合がある）に参加する場合は、別途、参加費を徴収することがある。なお、支払期日は研究会開催連絡時に通知する。
2. 会員は、参加費の支払期日を逸したときは、研究会に参加できないことがある。
3. いったん支払を受けた参加費は返還しない。

第7条（会員資格の有効期間）

第8条第1項に基づき退会した場合、第8条第2項に基づき会員資格を取り消された場合又は第21条に基づき本会が解散した場合を除き、有効期間満了時に有効期間は1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（退会）

1. 会員は、原則として、事務局への退会届の提出によりいつでも退会することができる。退会（次項により退会処分となった場合及び第21条に基づき本会が解散した場合を含む）後であっても、第15条から第17条までの規定は適用される。
2. 会員が次の各号の一に該当する場合、本会は、当該会員の会員資格を取り消し、退会させることができる。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 本会則に違反したとき
 - (3) 刑事訴追を受け又は本会の名誉を著しく損なう行為に関与したとき
 - (4) 違法行為に関与し又は本会の権利を侵害し、その結果本会に重大な損害を与えたとき
 - (5) 会員が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - (6) 事務局に届出た情報の全部又は一部が真実と異なることが判明したとき又は表明した事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき
 - (7) 会員が登録した情報に基づく事務局と会員との連絡が2ヶ月間、不可能なとき
 - (8) その他、本会の運営にあたって重大な支障が生じるおそれがあると認められたとき

第3章 組織

第9条（機関）

本会では、次の機関を置くものとする。

- (1) 会員総会：会員総会への参加者をもって構成する。
- (2) 世話人会：代表世話人及び世話人をもって構成する。
- (3) 事務局
- (4) 会計監事

第10条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表世話人 1 名
- (2) 世話人 10 名以内（代表世話人を含む）
- (3) 会計監事 1 名

2. 世話人及び会計監事は、会員総会においてこれを選出、承認する。代表世話人は、世話人の中から会員総会においてこれを選出、承認する。

3. 役員の任期は以下の通りとするものとし、役員は再選され又は再任することができる。なお、死亡、辞任、解任又はその他事由により、役員に欠員が生じた場合、欠員補充のための臨時会員総会にて新たな役員を選任できる。欠員補充のために選出される新たな役員の任期は、前任者の残りの任期とする。

- (1) 代表世話人 1 年
- (2) 世話人 1 年
- (3) 会計監事 1 年

4. 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後後任の役員が選任される日まで、その役員の任期を伸長する。

5. 代表世話人は、本会及び世話人会を代表し、本会及び世話人会の会務を執行する。

6. 世話人は、会員総会において会員の中から選出され、世話人会を組織し、会員総会の権限に属する事項以外の事項を議決する。

7. 会計監事は、年度ごとに本会の会計を監査し、世話人会及び会員総会に報告する。

8. 役員は、法令及び会則並びに会員総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

第11条（会員総会）

1. 会員総会は、原則として、1 会計年度につき 1 回開催されるものとする。代表世話人又は世話人会が必要と認めたときは臨時に会員総会を開催することができ、代表世話人又はその指名した者が議長となる。会員総会は、出席会員の過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 会員総会は、予算、決算の承認及び第 10 条に定める役員の選任、その他世話人会で会員総会に付議すべきと決定した事項についての承認を行う。

第 12 条（世話人会）

1. 世話人会は、代表世話人が必要と認める場合に開催される。世話人会は世話人の過半数の出席をもって成立し、出席世話人の過半数により決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 世話人会は、次の事項を決定する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 会員総会に提出する議案
- (3) 会員総会によって委任された事項
- (4) 会員総会を開く余裕がない場合における緊急事項
- (5) その他の重要事項

3. やむを得ぬ事情により世話人会に直接参加できない世話人は、遠隔地からの通信（ウェブ会議システムなど）を用いて参加することができる。

4. 世話会の決議事項について特別の利害関係を有する世話人は、その事項について議決に加わることができない。ただし、議決に際して、議決権を有する出席世話人が世話人の過半数に満たない場合は、その事項の議決を行うことができない。

第 13 条（事務局）

1. 本会は、次の事務局を設置する。

- (1) 本会事務局：NDB ユーザー会全体の運営及び各種活動を支援する。
- (2) 総会事務局：会員総会の運営に関する事務を担当する。

2. 本会事務局および総会事務局の構成、経費負担その他に関する詳細は、世話会の定めるところによる。

3. 代表世話人並びに総会を担当する世話人は、それぞれの事務局との間で、本会を代表して以下の業務を委託する契約を締結することができる。なお、契約内容は協議により定めるものとし、事務局は当該契約に定めのない事項については一切の義務及び責任を負わないものとする。

(1) 本会事務局に係る業務

- 本会の会員登録、運営事務支援業務
- 本会の活動企画及びその実施に関連する支援業務

(2) 総会事務局に係る業務

- 会員総会の準備、企画、運営、会計及び関係書類の管理等の業務

(3) 上記に付随して必要となる業務

4. 各事務局は、前項に定める契約内容の範囲内において、会員総会又は世話会の決議に

従うものとする。

第14条（分科会）

1. 会員は、第5条第4項に基づく分科会が組成された場合、別途分科会メンバー間で合意する条件、費用及び責任負担にて参加することができる。また、組成の事実を世話人会へ遅滞なく届け出て、その承認を得るものとする。事務局及び世話人会は、必要な場合、分科会メンバーとの間で合意した範囲で分科会の実施を支援する。
2. 分科会は、本会の目的を達するために必要な調査、研究等を行うことができる。会員総会又は世話人会は、分科会に対し、これらの活動を委嘱することができる。
3. 分科会は、世話人会の承認を得て、会員総会又は研究会にて自らの活動の成果を公表し、議論に付すことができる。また、会員総会又は世話人会の承認を得て、自らの活動の成果を、分科会又は本会の名のもと、公表することができる。
4. 分科会に連絡担当者を1名以上置く。連絡担当者は、事務局又は世話人会と分科会との連絡事項を、分科会メンバーへ遅滞なく知らせるものとする。
5. 分科会、世話人会又は会員総会は、分科会が次の状態にある場合に、当該状態の是正を目的として、分科会の活動の変更、停止、分科会の解散、分科会への委嘱の取り下げ、分科会メンバーの分科会からの退会、分科会が公表又は公表を予定している成果物の修正や取り下げを決議できる。
 - (1) 分科会の設置目的を達成したとき、又は分科会の活動が一定期間以上の休止状態にあるとき
 - (2) 分科会が世話人会に届出た情報の全部又は一部が事実と異なることが判明したとき
 - (3) 分科会の公表した又は公表する予定の成果物の重要部分に過誤が含まれるとき
 - (4) 分科会の活動が会員総会又は世話人会の委嘱した内容にそぐわないとき
 - (5) その他、本会の運営にあたって重大な支障が生じるおそれがあると認められたとき
6. 分科会及び分科会メンバーは前項の決議に遅滞なく従うものとする。また、分科会は、前項の決議を行った場合又は決議を受けた場合は、決議への対応を世話人会へ遅滞なく報告し、承認を得るものとする。

第4章 権利等

第15条（著作権）

1. 事務局が本会の運営を行うにあたり新たに作成した著作物及び従来有する著作物（以下「事務局著作物」という）の著作権は事務局に帰属するものとし、事務局は、会員による事務局著作物の利用を許諾するものとする。ただし、会員は、事務局著作物について、電子ファイルのウェブサイトへのアップロード等による多人数への配布をする場合、営利目的で配布、複製、展示、実演を行う場合、及び非営利目的であっても内容の改変を行う場合には、事前に事務局の承諾を得なければならない。

2. 会員が、参加に際し新たに作成した著作物及び従来有する著作物（以下「会員著作物」という）の著作権については、当該会員に帰属するものとし、当該会員が許諾する範囲内において、事務局及び他の会員はこれを利用することができるものとする。ただし、営利目的で配布、複製、展示、実演を行う場合、及び非営利目的であっても内容の改変を行う場合は、著作権者たる当該会員の承諾を得なければならない。
3. 事務局及び会員並びに会員相互間で、共同で本会参加にあたり新たに作成した著作物の著作権は、当該作成者間での共有とするものとし、当該作成者が許諾する範囲内において、事務局及び他の会員はこれを利用することができるものとする。
4. 前 3 項に定める著作物中に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物の作成者は、事務局及び他の会員による使用に支障がないよう必要な措置を取るものとする。

第 16 条（知的財産権等）

本会の運営に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイディア、ノウハウ等（以下「発明等」という）に係る権利（これらを受ける権利を含み、著作権を除く。以下「知的財産権等」という）の取扱は、原則として当該発明等を創作した者に帰属する。他の会員が当該知的財産権等の利用を求めた場合、利用の許諾実施料及び利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとする。

第 17 条（本会の責任範囲）

1. 第 3 条で定める活動内容に関し、本会はその実現に努めるものの、規定された活動内容全ての実施及び本会活動による特定の実績の達成を保証するものではない。
2. 本会は、本会を運営するにつき、本会則及び強行法規に定める以外に何らの責任を負わないものとする。
3. 第 3 条で定める活動内容の一部が、変更、中止又は中断された場合、会員に生じる損害について、本会は一切の責任を負わないものとする。また、会員が、本会活動において、本会の責に帰さない事由によって損害を受けた場合も同様とする。
4. 本会の運営に付随して、役員、世話人会又は事務局より提供された資料、新規著作物、助言等は、提供時点で入手可能な情報及び経済、市場、その他の状況に基づくものとするが、その後の状況の変化により、それらの結果が影響を受ける可能性があり、役員、世話人会又は事務局は、当該結果を修正、変更又は補足する義務を負わないものとする。また、役員、世話人会又は事務局は、会員がそれらを利用した結果について法的な義務及び責任を負わないものとする。
5. 本会は、ネットワーク機器及び回線等の故障、停止、停電、保守作業、天災又は騒乱等の不可抗力その他本会の支配の及ばない事由により本会活動の全部又は一部の中断、中止、遅延が生じた場合、これについて法的な義務及び責任を負わないものとする。

第5章 会計

第18条（会計）

1. 本会の会計期間は、毎年6月1日から翌年5月末までとする。
2. 会計監事は、代表世話人との間で締結される契約に基づき、本会の会計支援業務を行う。
この場合において、会計監事は、当該業務を代表世話人の銀行口座を用いる方法により行うものとする。
3. 第1項の会計期間終了後、会計監事は、速やかに意見を添えて、会計報告書を作成し、世話人会に提出し、その承認を受けるものとする。世話人会に承認された会計報告書は、世話人会の定める方法で、会員総会にて報告されるものとする。

第6章 会則の変更

第19条（会則の変更）

本会は、会員総会決議により、本会則の内容を適宜、変更できるものとする。なお、会員総会は、決議により本会則の変更について世話人会に委任することができる。なお、本会則が変更された場合、事務局はこれを会員に対して通知するものとする。

第7章 解散等

第20条（延期及び中止）

本会は、その理由の如何を問わず、世話人会の決議に基づき、予め1ヶ月前に会員に通知することにより、本会活動を延期又は中止することができる。本条に基づき本会活動が延期又は中止した場合であっても、本会は、会員に対し、これに関する一切の責任を負わないものとする。ただし、当該延期又は中止について、役員、世話人会又は事務局の悪意又は重大な過失ある場合はこの限りではない。

第21条（解散）

1. 本会は、世話人会において世話人の3分の2以上の同意を得た場合、解散することができる。
2. 代表世話人は、以下の事由のいずれかが発生した場合、世話人会を招集するものとし、世話人会において世話人の3分の2以上の同意を得た場合、本会を解散することができる。
 - (1) 法令の変更又は裁判所、政府若しくは地方自治体の法令解釈の変更により、本会の主要な活動が違法と判断される可能性が高くなった場合
 - (2) その他本会の運営、継続又は本会の目的達成が事実上困難になった場合
3. 本条第1項又は第2項により本会が解散した場合、世話人会指定の解散日をもって、会員は退会したものとみなされる。
4. 本条第1項又は第2項により本会解散が世話人会により決議された場合であっても、本会、役員、世話人会及び事務局は会員に対し、これに関する一切の責任を負わないものとする。

る。ただし、当該解散について、役員、世話人会又は事務局の悪意又は重大な過失ある場合はこの限りではない。

5. 本会が解散に伴い清算する場合において有する残余財産は、学会等に贈与するものとする。

付則（2026年9月26日改正）

1. 本会則は2026年9月26日より施行する。

以上